

## ご報告（行政処分の解除について）

本日、八戸市保健所より、本年9月23日に下された行政処分（なお、処分の内容は営業の全部の禁止）を解除する旨の通知を受けました。

既にご案内のとおり、この間に、当社は保健所に対して「改善報告書」を提出しております。必要とされる施設内の検査の実施とその結果の報告、実際にお弁当を製造している状況を含めた立入検査による改善確認等を経て、保健所より、指示を受けた事項にかかる業務内容の改善がなされたと判断されたことから、行政処分の解除に至りました。

今回の食中毒を受けて、私どもは、より一層安全性を向上させるべく、お弁当の製造にかかる作業や手順の内容を一から見直しました。そのため、業務を再開できるようになったとはいえ、当面は、新たに追加や変更がされた作業や手順を踏まえて、正しくできているかをその都度確認しながら、お弁当の製造を行って参ります。

今後は、初心に帰り、一人ひとりのお客様にお弁当を手にとりいただける喜びを感じながら、一つひとつの工程を丁寧にそして確実に実行していく所存でございます。そして、いつの日か、もう一度私どものお弁当を手にとりいただくことができるよう、信頼の回復に努めて参ります。

食中毒の発生から約50日が経ちました。食中毒の被害にあわれた方やそのご家族の皆様、販売店その他の関係者の皆様には、この間多大なるご迷惑をおかけしております。あらためて伏してお詫び申し上げます。

以 上

2023年11月 4日

株式会社吉田屋

代表取締役 社長

